

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので同条第3項の規定により，次のとおり縦覧に供する。

なお，大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は，縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工経営支援課に到達するよう意見書を提出することができる。

平成25年1月16日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 届出者名
イオンタウン株式会社 代表取締役社長 大門 淳
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）イオンタウン矢本Ⅱ期
東松島市小松字谷地 地内
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
イオンタウン株式会社 代表取締役社長 大門 淳
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成25年8月27日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,923㎡
- 6 大規模小売店の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
189台
 - (2) 駐輪場の収容台数
85台
 - (3) 荷さばき施設の面積
266㎡
 - (4) 廃棄物等保管施設の容量
16.44㎡
- 7 大規模小売店の施設の運営に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
（開店）午前9時 （閉店）午後9時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時から翌午前9時まで
 - (3) 駐車場の出入口の数
3箇所

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日
平成24年12月26日
- 9 縦覧場所
宮城県経済商工観光部商工経営支援課，宮城県県政情報センター，石巻地方県政情報コーナー及び東松島市役所
- 10 縦覧期間
平成25年1月16日から平成25年5月16日まで（ただし，閉庁日を除く。）
- 11 意見書提出先
仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県経済商工観光部商工経営支援課
- 12 意見書提出に関する注意事項
縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」（経済産業省告示第16号）及び意見書様式を参考のこと。